平成２４年（フ）第４４２３号
大阪市西区九条１丁目16番９―806号
債務者　城代　和徳
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２５号
大阪府寝屋川市打上新町５番12号
債務者　田中　啓二
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４４２号
大阪府吹田市南正雀２丁目３番11号
債務者　吉田　　環
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４６３号
大阪府門真市末広町40番６号　石井ビル501号
債務者　村井　幹雄
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４７６号
大阪市東住吉区駒川２丁目２番25号　駒川マンション402号、前住所大阪市平野区喜連西３丁目２番６―311号
債務者　西川　一人
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１８号
仙台市青葉区国見６丁目18番22号　アドバンスコート国見駅前101、従前の住所宮城県名取市ゆりが丘３丁目５番地の16
債務者　小田島みか
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
宮城県大崎市鹿島台平渡字銭神106番地３
債務者　原田　六郎
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１３６２号
名古屋市港区惟信町１丁目２番地　ドエルウエスト201号
債務者　立花　祐樹
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７６号
名古屋市中村区上ノ宮町１丁目41番地の１　セルシオンＩＴＯ402号
債務者　関　　収
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８０号
神戸市中央区二宮町３丁目２番２号、住民票上の住所神戸市中央区二宮町３丁目３番６号
債務者　鶴澤　秀文
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８１号
神戸市中央区二宮町３丁目２番２号、住民票上の住所神戸市中央区二宮町３丁目３番６号
債務者　鶴澤　正浩
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８２号
神戸市中央区二宮町３丁目２番２号、住民票上の住所神戸市中央区二宮町３丁目３番６号
債務者　鶴澤美智代
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６５号
神戸市垂水区名谷町字社谷1265番地の１　平岡ハイツ203号
債務者　泉鉄筋工業こと　泉　　大樹
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７４号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目３―２　ワンズヒル神戸鹿の子台310号、住民票上の住所大阪府堺市中区上之442番地２
債務者　渡邊　圭三
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９０号
広島県安芸郡海田町畝１丁目９番17号
債務者　梶川　記照
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９１号
広島県安芸郡海田町畝１丁目９番17号
債務者　梶川　艶子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０６号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目57番２号
債務者　竹之内一郎
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係